令和4年度 第1回青森市農業委員会臨時定例総会 議事録

1. 開会日時: 令和4年7月11日(月)午後2時00分

2. 開会場所: 浪岡中央公民館1階 大ホール

3. 閉会日時: 令和4年7月11日(月)午後2時40分

4. 議 案

議案第5号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

議案第6号 青森市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の

見直しについて

5. 報 告

報告第3号 青森市農業委員会農地利用最適化協議会規約第7条の規定に

基づく報告について

6. 出席した農業委員の議席番号及び氏名(17名)

 1番 秋谷 進
 2番 安部 浩一
 3番 一戸 昭憲

 4番 大柳 建秀
 5番 鎌田 清勝
 6番 工藤 隆志

 7番 窪寺 洋志
 8番 齊藤 光朗
 10番 堤 武久

 11番 豊川 明子
 13番 中村 美喜雄
 14番 成田 貴吉

 15番 西澤 清光
 16番 野口 友子
 17番 福士 修身

 18番 安田 昌樹
 19番 山田 正樹
 (以上17名)

7. 欠席した農業委員の議席番号及び氏名 (2名)

9番 澤田 今日一 12番 長野 英雄 (以上2名)

8. 出席した農地利用最適化推進委員の議席番号及び氏名(17名)

3番 工藤 榮 4番 工藤 隆正 5番 木立 忠徳 6番 風晴 繁雄 7番 山内 洋一 8番 山田 五月 9番 川村 忠則 10番 佐藤 量一 11番 小泉 作郎 12番 斉藤 直美 13番 石川 正光 14番 奈良岡 和也 17番 三上 紘史 15番 野呂 正幸 16番 天内 輝明 18番 出町 鉄昭 19番 細川 隆雄 (以上17名)

9. 欠席した農地利用最適化推進委員の議席番号及び氏名(2名)

1番 千島 修 2番 澤田 秀一 (以上2名)

11. 会議に従事した職員の職・氏名

事務局長 小笠原 訓史 事務局次長 工藤 哲也

分室長 佐藤 保 主 幹 堀内 和之 主 幹 工藤 武

主 事 齊藤 諒 主 事 天内 隆人

12. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期、報告、議事、その他、閉会)

〇事務局分室長

それでは、「第1回青森市農業委員会臨時定例総会」に入らせていただきます。 開会の前に、事務局から報告等をさせていただきます。

ただ今の出席委員は、青森市農業委員会農業委員19名中17名で、農業委員会 等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立していることを報告い たします。

また、本日の総会には農地利用最適化推進委員の皆様にも御出席いただいております。

なお、総会会議規則第27条により、「総会中はみだりに議席を退くことができず、やむを得ない事由があるときは、議長の許可を得て退席することができる」ということになっておりますので、皆様よろしくお願いいたします。

議長につきましては、会長が務めることになっております。

それでは、議長、よろしくお願いいたします。

〇議長(福士 修身会長)

ただ今から、「第1回青森市農業委員会臨時定例総会」を開会いたします。

《開会》

〇議長(福士 修身会長)

それでは、会議に入らせていただきます。

なお、会議での発言については、コロナ対策のため起立はせずに、挙手の上、議 席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願い をいたします。

〇議長(福士 修身会長)

まず最初に、議事録署名者の指名ですが、議長から指名してよろしいかお諮りを

いたします。

〇各委員

(異議なし)

〇議長(福士 修身会長)

異議なしと認め、議事録署名者は、5番 鎌田 清勝委員と6番 工藤 隆志委員を指名いたします。 両委員よろしくお願いをいたします。

〇議長(福士 修身会長)

続きまして、会期を定めます。会期は本日1日と決定してよろしいですか。

〇各委員

(異議なし)

〇議長(福士 修身会長)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

〇議長(福士 修身会長)

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。 まず、報告事項第3号について事務局よりお願いをいたします。

(分室長 「報告分」のみ朗読)

〇事務局

報告第3号は、青森市農業委員会農地利用最適化協議会規約第7条の「会議で協議した事項は、総会に報告するものとする。」という規定に基づき農地利用最適化協議会で協議された事項について報告するものです。

本日は、農地利用最適化協議会会長から協議内容について御報告いただきます。工藤会長、よろしくお願いいたします。

〇農地利用最適化協議会工藤隆志会長

(報告 「協議内容」のみ朗読)

〇議長(福士 修身会長)

ただいまの報告第3号に対し、御質問、御意見はございませんか。

〇各委員

(質問等なし)

〇議長(福士 修身会長)

次に、議案の審議に入ります。

議案第5号について、事務局に議案朗読と説明を求めます。

(分室長 「議案」のみ朗読)

〇事務局

議案第5号について説明いたします。

議案第5号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」は、令和4年5月13日に 青森県農業会議職員が説明者となって行われました「令和4年度における農地利用 最適化業務に関する説明会」、これで説明された農林水産省経営局長通知及び経営 局農地政策課長通知に基づき、今年度から定めなければならないとされた農業委員 会の最適化活動に係る目標等を設定するものとなっております。

この「目標の設定等」に関する今年度における流れは、総会で決定後、農業委員会ネットワーク機構の確認を受けた上で、インターネット等で公表するとともに、県知事へ報告する。報告を受けた県知事は、管内市町村取りまとめの上、東北農政局長を経由し、農林水産省経営局長に報告する。

という流れとなります。

1ページ目「I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)」は、令和4年4月1日現在の内容としてそれぞれその時点のものや様式内で※で指定している統計等の資料の内容を転記したものです。

2ページ目「Ⅱ 最適化活動の目標」ですが、こちらも※で表記されている内容 どおり記載したもので、「1 最適化活動の成果目標 (1)の農地の集積 ①現 状及び課題」の集積面積は、農林水産部農業政策課で集計している面積等となりま す。そのため、課題については令和4年6月に変更となり公表された農林水産部所 管の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における農地の集積に関 する部分を参考としたものとなっております。

「②目標」については、国の通知により、農業委員会がこれまでに策定した「農地等の利用の最適化に関する指針」での集積率について、80パーセント以上の目標を設定していない場合や、県の目標に即した市の目標設定の考え方が示されていないときは、県が定めた目標を目標として設定することとなっておりました。

青森市農業委員会の場合は、県の目標を設定する場合に該当しますことから、目標は県目標と同じ90%を最終的に目指すこととなります。したがいまして、今年度の集積面積、集積率は、最終年度の90%を逆算しまして、今年度分を計算した

ものとなっております。

「(2) 遊休農地の解消 ①現状及び課題」の面積は、令和3年度のパトロール 結果を記載しています。課題について種々様々ありますが、代表的と考えられるも のを記載しました。

次の「②目標」につきましては、令和3年度の調査結果について、様式内の※印に記載されている国の通知に基づくルールや、この目標設定の内容を今後確認することになる県農業会議のあらかじめの助言等などを参考に、今後の予定等を示したものです。

なお、「イ新規発生遊休農地の解消」の部分につきましては、上記アの面積と重複するものとなっておりますが、この部分は作成時点では、県農業会議から重複していてもまずは記入すべきとされましたので記載しております。ただし、この令和4年度の分の記載については現在必要か必要でないか確認中で、記載対象外となる可能性も考えられますので予めご了承願えればと存じます。

3ページ目ですが、「(3)新規参入の促進」につきましては、同様に各項目の下の※印に記されている国の通知に基づいたルールどおりに作成したものとなっています。

御覧のとおり、新規参入の促進における目標は面積目標を掲げることになりますが、その内容は実際の権利移動面積ではなく、「新規参入者への貸付等について農地所有者が同意した農地の面積」について設定するものとされておりまして、これも計算ルールどおりの設定としております。

- 「2 最適化活動の活動目標 (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、具体的な日数を目標と掲げることになりますが、最適化活動に対し交付される国の最適化交付金の交付の基準では、月当たりの最適化活動を行う目標は農業委員会で設定した目標に関わらず月あたり10日とする旨が示されているため、それを参考とし10日と設定させていただきました。
- 「(2)活動強化月間の設定目標」については、3か月分のものとなりますが、 現在青森市農業委員会では6月から農地パトロールを行っている実績があり、例年、 事後調査や事後処理、その他事務局の業務などを含めますと8月頃までパトロール 業務は行われておりますため、それを反映させこのような記載としました。
- 「(3) 新規参入相談会への参加目標」については、確認しましたけれども国が 想定する相談会のようなものは現在青森市で行われていないとのことで、したがい まして参加しようにも参加できない状態だったのですが、これにつきましては、県 農業会議の助言等を参考にこのような記載となったものです。

なお、この「令和4年度最適化活動の目標の設定等」につきましては、先月にも第3報のQ&Aが発出されるなど未だに不確定な部分がございます。私が今まで説明した中でいろいろ助言いただいたのも、そういうものでありました。今後の県農業会議の確認作業や県によるチェック等により内容を変更するというケースも可

能性として考えられます。

まず、考えられるのは、先ほどの「イ新規発生遊休農地の解消」の部分がなくなるかもしれないということ、それから他の微調整的なもの。

これが今後の流れに応じ発生した場合につきましては、事務局といたしましては 会長に御相談し、そのうえで事務局で修正して提出することについて予め御了承い ただきたいと考えております。

なお、大勢に影響する修正の場合等、必要に応じ適時報告をさせていただきたい と存じます。

説明は以上です。

〇議長(福士 修身会長)

それでは、本案に関する御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

〇各委員

(質問等なし)

〇議長(福士 修身会長)

それでは、お諮りします。本案について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〇各委員

(異議なし)

〇議長(福士 修身会長)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。

〇議長(福士 修身会長)

次に議案第6号について、事務局に議案朗読と説明を求めます。

(分室長 「議案」のみ朗読)

〇事務局

「議案第6号 青森市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」説明いたします。

まず、当該指針は平成30年7月10日に制定され、青森市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に合わせて目標年度を設定し、3年ごとに検証・見直しを行うこととなっていたため、昨年度から見直し案の作成作業に入

っておりましたが、昨年度は基本構想も変更を検討していたため、変更後の基本 構想の内容を踏まえるべく、指針の見直しも基本構想の変更に合わせることとし まして、今年度6月に基本構想が変更となりましたことから、その内容を踏まえ た指針の見直し案を今回の臨時定例総会に提出する運びとなったものです。

その間、本年2月、令和4年2月には国から指針の内容に影響する農林水産省経営局長通知等も発出されましたことから、今回の指針見直し案にはその内容も反映されたものとなっております。

具体的には、本指針では3つの目標設定項目がありますが、まず、「遊休農地の発生防止・解消」につきましては、当初制定時の目標設定の考え方を踏襲し、目標年度について、令和4年6月に変更となった市の基本構想の各項目の目標年度と同じくしたものです。

次に「担い手への農地利用集積目標」がありますが、これは先ほど御審議いただいた農林水産省経営局長通知等に基づいた議案第5号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の内容に合わせたものです。

3つ目の「新規参入の促進」ですが、これは市の基本構想で掲げる新規参入者 数を勘案し定めたものとなっております。

それでは、議案の別添資料に基づき説明してまいります。

A4版縦長の議案6号(別添)とA3版横長の議案第6号(別添)附属資料が配付されております。A4版縦長のものは見直し後のものとなっており、A3版横長のものは新旧対照表となっておりますので、A3版横長の議案第6号(別添)附属資料の新旧対照表のほうで説明させていただきます。新旧対照表では、右側の「現行」、左側の「見直し後」となっており、見直し部分にアンダーラインを引いております

それではまず、1ページ目「第1 基本的な考え方」についてですが、見直しの内容としましては、平成30年度制定時点の表現等を、現時点の状況に合わせた表現変更としたこと、また、今後の見直し時期に関しまして3年毎とはしないで、適時・必要に応じて見直しすること、国の通知の廃止や新たに発出されたものへの対応などについて、改めたものとなっております。

「第2 具体的な目標と推進方法」の見直しにつきましては、引用している国の統計の名称を国に確認した正式なものに改めたものなどのほか、次の2ページ目につきましては、数値について現時点や現時点で想定される数値内容へ変更となっております。そして、2月の農林水産省局長通知等や、遊休農地の分類の呼び名が変更されているなどの現時点での遊休農地対策実施内容等を踏まえ、内容や表記の整理・具体化等を図ったものです。

なお、新旧対照表2ページ目中段から少し上の※印3番目の「目標年度までの単年度の目標面積は、別に定める。」というのは、先ほどご審議いただいた農林水産省局長通知等に基づいた議案第5号の「最適化活動の目標の設定等」のことを表し

ています。

3ページ目の「2 担い手への農地利用の集積・集約化について (1)担い手への農地利用集積目標」の見直しは、農林水産省経営局長通知等を踏まえ、先ほどご審議いただいた「令和4年度最適化活動の目標の設定等」で設定した「農地の集積の目標」と同じものとなります。

表の下の【目標設定の考え方】に記載した内容はその説明で、※印3番目の 「目標年度までの単年度の目標面積は、別に定める。」というのは、先ほどの説明 と同様に議案第5号「最適化活動の目標の設定等」のことを表しています。

また、中段の「(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法」の、「②「人・農地プラン」への積極的な参画について」の見直し部分は、令和元年11月の法改正に伴う表現変更となっており、中間管理事業法第26条第3項に「農業者等による協議の場」への農業委員、推進委員の出席及び円滑な実施のために必要な協力を行う旨の規定の新設・明文化されたことに対応となります。

次の4ページの「④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い」 の見直しは、今後の法改正等にも対応できるように表現変更したものです。

当初の指針策定後の平成30年11月に基盤強化促進法、農地法の改正がいろいるあり、これからもあるでしょうから、その度に指針を改めるのではなく、これで対応できないかと表現を工夫したものです。

その下の「3 新規参入の促進について」ですが、先ほど述べましたとおり令和4年6月に変更された市の基本構想における新規就農者に関する令和12年度目標も勘案し、設定したものです。

また、平成30年度の指針制定時は、新規参入者に農地の取得面積を付していましたが、農地面積は作物によって違いがあり、一律に設定できるものではなく、また、先ほどの議案第5号「令和4年度最適化活動の目標の設定等」で、別の面積目標を掲げることや、新規参入の促進で根幹となるのは経営体であることから、本指針に掲げる目標の見直しとしては経営体数のみに整理する案としました。

その他、表現の整理として、「(2)新規参入の促進に向けた具体的な推進方法 ① 関係機関との連携について」の「市、農協、県農業会議、農用地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者を把握して、」という部分ですが、文脈の整理として、ここに「認定農業者」という記述は不要と判断し「認定農業者」を削除しました。

認定新規就農者という記述であれば意味は通ると思われるものの、「認定農業者」 という記述を削除しても意味は通るため、逆にそのほうが分かりやすいと判断し、 当該表現は削除したものです。

以上で、事務局の説明を終わります。

〇議長(福士 修身会長)

それでは、本案に関する御質問や御意見がありましたら、御発言ください。

〇各委員

(質問等なし)

〇議長(福士 修身会長)

それでは、お諮りします。本案について、原案のとおり決定することに御異議ご ざいませんか。

〇各委員

(異議なし)

〇議長(福士 修身会長)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。

〇議長(福士 修身会長)

以上で、本日予定した報告と案件を終了いたします。

〇議長(福士 修身会長)

その他、事務局から連絡事項等、何かありますか。

〇事務局

事務局から2つほど御連絡させていただきます。

まず1点目なんですけれども、農業委員会の県外視察研修についてです。先日6月29日に実施した農業委員会運営協議会においてお話しさせていただきまして、今年度の県外視察研修については中止ということにさせていただきたいと思います。中止の理由としましては、大きく2つが挙げられます。まず1つ目は、新型コロナウィルスの影響です。皆様もご存じのとおり、未だに新型コロナウィルスの感染が収まらない状況です。もう1つの理由としては、日程についてです。こちらの方がなかなか丁度良い日程が取れないということで、今年度の実施は厳しいのではないか、というお話になっております。ただ、今年度は中止という話にはなっているのですけれども、来年度については実施できればということで、来年度に向けて日程の調整と研修先の検討を行っていきたいと考えております。まず1点目の御連絡は以上です。

次に2点目です。2点目は、東青地区農業委員会大会についてです。東青地区農業委員会大会についてですが、今年度7月20日開催予定という予定になっていたのですが、こちらの方も中止させていただくということで御連絡いたします。中止の経緯について御説明させていただきますと、昨年度・その前の年度も中止になっておりましたが、引き続き幹事は平内町さんが担当されていらっしゃいました。平内町さんの方で、今年度実施できるかどうかを検討していただいておりましたが、平内町の方でコロナ対策を取ったうえで実施できるような会場が存在しないということで、それが大きな理由の1つとなっております。こちらの大会は3年間続けて中止になっているということで、是非とも来年度は実施したいと平内町さんの方でもお話しされておりましたので、こちらの方でも幹事の平内町さんに協力してゆき、平内町での開催以外のことも視野に入れながら、来年度は実施できるようなかたちで検討していきたいと考えております。

事務局からの連絡は以上2点になります。

〇事務局

事務局から、追加で1つお知らせします。

実は今回の定例総会の前に、先週の話なんですけれども、7月6日頃に文書が届きまして、何かというと、7月1日付で(交付金の話です)、今まで農業会議の説明会等でこちらの方から日誌を付ける話をしておりましたが、1月でも最適化活動が「0」の委員がいるところには交付金を交付しない。それから平均して5日、つまり6日以上の活動をしなければ、その農業委員・推進委員は交付金の対象として算定はしないという説明をしていたんですけれども、7月6日に県の方から、「0日の推進委員がいないこと」や「5日を超える推進委員がいなければいけない」というものが見直しになる、ということが文書で来ました。

ただし、日誌の方は皆さん毎日もれなくつけていただくということにはなりますけれども、そこのところはよろしくお願いいたします。なお、私が最初に申し上げたのは、何でもかんでもつければ良いと今喋っているので、全部つけてくださいと言うけれども、またそのうち変わるのではないかとなったら、今度また別な方に変わってきているので、また逆に今度これが見直しすると言っても、またいつかひょっとしたら見直しされるかもしれませんので、まず日誌の方につきましては今までどおりということで。

私の方でも文書がポンと来たもので、内容的には整理があまりついていないんですけれども、今までのものについてはガッパリとQ&Aが来ているんですけれども、そこら辺のものをどうするかについてはこれから調べて、皆さまの方に情報提供なり、御連絡なり差し上げたいと思っておりますので、まずは第一報ということでよ

ろしくお願いします。以上です。

〇議長(福士 修身会長)

それでは、以上で会議を終了いたします。

これをもちまして「第1回青森市農業委員会臨時定例総会」を閉会いたします。

《閉 会》

以上、農業委員会等に関する法律第33条の規定により議事録を作成し、青森市 農業委員会総会会議規則第29条第2項の規定により署名する。

令和4年 月 日

議長	(会長)	
	5番	
	ОН	
	6番	